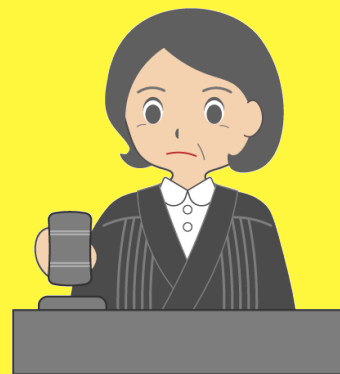


地域による報酬格差は違憲！裁判官の独立と良心を守る訴訟

国際人権 から見た

# 裁判官の独立



「地域手当」格差と差別的人事

参加無料  
申込不要

憲法80条2項では、裁判官の身分を保障するため「裁判官の報酬は減額できない」と定めています。しかしながら「地域手当」を理由に3年間で約240万円も報酬を減額されたとして、現職裁判官である竹内浩史氏が原告となって国を提訴しました。訴訟の内容を原告・弁護団が説明するとともに、今回、国際人権に詳しい藤田早苗さんを英国からお招きして、「裁判官の独立」に関する歴史的経緯や各国の取組状況を伺います。

2024年 **12月14日** (土)

時間 10:00~12:10

定員 64名 (事前申込不要、無料)

会場 KKRホテル名古屋 福寿の間

住所：名古屋市中区三の丸1-5-1  
(地下鉄丸の内駅1番出口北徒歩8分  
名古屋地裁西側)



学習会講師

フジタ サナエ

**藤田 早苗氏**

英国エセックス大学  
人権センターフェロー

名古屋大学大学院国際開発研究科修了。

特定秘密保護法案（2013年）、共謀罪法案（2017年）を英訳して国連に通報し、その危険性を周知。2016年の国連特別報告者（表現の自由）日本調査実現に尽力。『武器としての国際人権—日本の貧困、報道、差別』（2022年集英社新書）著者



原告

タケウチ ヒロシ

**竹内 浩史氏**

津地方裁判所  
民事部総括裁判官

東京大学法学部在学中に司法試験に合格。1987年に愛知県で弁護士登録し、市民オンブズマン活動や労働事件・公害事件を多数手がける。2003年4月に弁護士任官。2021年4月から津地裁判事。2023年11月22日に、仙台高裁岡口基一裁判官の裁判官弾劾裁判所で弁護側証人として出廷。

ブログ「弁護士任官どどいつ集」 <https://blog.goo.ne.jp/gootest32>

「地域手当の格差をなくし裁判官の良心を取り戻す」訴訟弁護団

☎ 052-211-2236 (担当：名古屋第一法律事務所 北村)

office@ombudsman.jp

🌐 <https://www.call4.jp/info.php?type=items&id=10000136>

共催：特定非営利活動法人 情報公開市民センター

お問  
合せ



# カンパのお願い

## 1 国際人権基準研究者の藤田早苗さんへのカンパ

イギリス在住で国際人権基準の研究者である藤田早苗さんが来日します。2024年12月14日に名古屋で「国際人権から見た裁判官の独立」についてお話を伺います。

藤田さんは、これまで多数の公開講座や大学でゲスト講師として国際社会から見た日本の人権問題についての講義を行っており、今回も藤田さんにしかできない、国連や国際的視点を交えた貴重な話を聞けることと思います。

ただ、藤田さんはイギリス在住で、日本に来るには渡航費用+滞在費として数十万円の費用がかかります。このような人権問題で国際的に活躍しているのは、藤田さんをおいて他にいません。

そこで、藤田さんに対して、みなさんにぜひカンパという形でご協力いただきたいのです。この貴重な活動を一緒に支えていきましょう。よろしくお願ひします。

## 2 地域手当裁判弁護団へのカンパ

正式には「地域手当の格差をなくし裁判官の良心を取り戻す訴訟弁護団」といいますが、現職の裁判官が国を提訴するのは前代未聞と言われているように、竹内浩史さんは大変な勇気を持って裁判を起こしました。

竹内さんが提訴した一番の目的は、手当の差別で裁判がゆがめられず、一人ひとりの裁判官が良心に従って判決が出来るようにするためです。それは、多数の良心的な裁判官のため、ひいては我が国の司法のためにもなります。また、地域手当は国家公務員のみならず、地方公務員や民間の給与にも影響し、地方の人材不足は深刻な状況です。不当な地域手当の格差が是正されれば我が国の多数の人々にも多大な影響を及ぼします。

この裁判は5年以上かかる見込みで、多数の弁護士が集う弁護団は手弁当で行っているうえに、裁判費用は多額にかかります。もちろん、竹内さんも必要な経費を出していますが、それでは十分まかなえません。

そこで、この意義ある裁判を共に応援するカンパをお願いする次第です。よろしくお願ひいたします。



### <地域手当裁判弁護団へのカンパ送付先>

三菱UFJ銀行 大津町支店 普通口座 0463885  
地域手当裁判弁護団 会長 北村 栄

「地域手当の格差をなくし裁判官の良心を取り戻す訴訟」弁護団  
弁護団長 水野幹男  
事務局長 北村 栄